

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る先週末からの政府の対策方針を考慮し、本学での方針について一部変更しましたので、改めて以下の対応をお願いいたします。

なお、外出・出張についての対応期間は2020年3月末までとされていますが、日々状況が変化しておりますので、今後見直しする場合があります。

教職員並びに学生の皆様におかれましては、ご苦勞をお掛けいたしますが、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

<感染被害防止に係る本学基本方針>

1. 最初に、移動を含め、学外での活動は感染リスクが高まると考えられます。原則、浜松市内を中心とした本学での業務活動としてください。
 2. こまめな手洗い、うがい、マスクの着用（咳エチケット）を徹底してください。
 3. 風邪や発熱等の軽い症状がある場合は無理せず外出を控えるなどしてください。
- (※以下、厚生省 Q&A 参照)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

4. できるだけ公共交通機関の利用は避け、個人の車又は自転車で移動してください。
5. 原則として、不特定多数の方が参加する会合（セミナー、展示会、懇親会等）への参加を禁止します。学会主催をしているものについては、できれば延期を検討願います。
6. 原則として、国内・海外への不要不急の出張を禁止します。
7. 学長決裁を得て会合等への参加又は出張をする場合でも、公共交通機関は利用せず、混雑しているところは避けるよう推奨します。同時にマスクの着用（咳エチケット）、こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒を徹底してください。
8. 特に感染患者が拡大している地域（北海道・東京・神奈川・千葉の首都圏とその近郊、名古屋・大阪の大都市圏近郊など）への移動は原則避けてください。

I. 風邪や発熱等の軽い症状がある場合（渡航歴も濃厚接触もない場合）

- ・かかりつけ医等へまず電話で相談し指示に従ってください。
- ・通院以外の外出は控えるなどしてください。
- ・毎朝・晩に体温測定するなど健康状態に十分注意を払ってください。
- ・症状への不安などの一般的な問い合わせは以下の通りです。

◎厚生労働省の相談窓口（電話0120-565653）

受付時間9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

◎静岡県庁専用相談 054-221-8560／054-221-3296（平日8時30分から17時まで）

- ・その上で、発熱（37.5℃以上）が4日（高齢者、持病のある方は2日）以上継続、息苦しさや強い倦怠感（咳・息苦しさ等）がある場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。（浜松市保健所：053-453-6118）

II. 出張した方

- ・帰宅後14日間は体調の変化を十分に確認し、風邪や発熱等の軽い症状がある場合は無理せず外出は控えるなどしてください。
- ・37.5℃以上の発熱や倦怠感、急性呼吸器症状が出た場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談しその指示に従ってください。また本学へ報告ください。

III. 海外出張した方

- ・帰国後14日間は毎朝・晩に体温測定するなど健康状態に十分注意を払ってください。
- ・37.5℃以上の発熱や倦怠感、急性呼吸器症状が出た場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談しその指示に従ってください。また本学へ報告ください。
- ・検査結果が陰性の場合でも、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従い、症状が出た後14日間は健康状態に注意してください。
- ・風邪や発熱等の軽い症状がある場合も14日間は外出を控えるなどしてください。

IV. 臨時休校対応について

2/28時点で、浜松市の休校は3/3（火）～3/15（日）とされています。

現状、本学では直ちに休暇に該当する方はいないようですが、学童時間等と調整していただき、職員の方は時間有休にて臨機応変に対応してください。

V. 濃厚接触者（感染が疑われる者と同居或いは移動中の長時間接触、気道分泌液等汚染物質に直接接触した可能性が高い者、または看護・介護した者）への対応

- ・罹患者との接触日から14日間は外出を控えるなどし、毎朝・晩に体温測定するなど健康状態に十分注意を払ってください。
- ・37.5℃以上の発熱や倦怠感、急性呼吸器症状（咳・息苦しさ等）が出た場合は「帰国・接触者相談センター」に相談し、その指示に従ってください。また本学へ報告ください。

VI. 感染した場合

- ・「帰国者・接触者相談センター」へ相談しその指示に従ってください。

（浜松市保健所：053-453-6118）

- ・指定感染症の政令により、就業禁止の取扱いとなります。
- ・就業禁止期間は、感染症予防法に基づき都道府県知事の勧告等による期間となります。
- ・必ず本学まで以下の内容について報告ください。

- ①診断日
- ②受診医療機関
- ③現在の状況
- ④発熱咳等呼吸器官症状が発現した日
- ⑤診断日以前1ヶ月以内の海外渡航歴
- ⑥診断日以前1ヶ月以内の出張・外出歴
- ⑦④の発現日以降の本学関係者との接触状況（授業会議打合せ等の場所日時）
- ⑧今後の見通しについて医師の所見

- ・指定医療機関：浜松市は 浜松医療センター、国民健康保険佐久間病院 です。

以上

<メール添付資料>

- ・厚労省リーフレット「新型コロナウイルス感染症に関する Q&A」
「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」
「新型コロナウイルスが疑われる場合家庭内でご注意いただきたいこと」
- ・厚生労働省 HP「新型コロナウイルスについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・外務省海外安全ページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html